

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宝塚市は、子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宝塚市長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、以下の事務を行う。 1. 市町村民税課税額などにより保育料の決定を行う。 2. 保護者からの申請に基づき、保育の必要性や必要量などの認定を行う。 3. 保護者からの現況の届出に関する事務を行う。 4. 地域子ども・子育て支援事業に関する事務を行う。 5. 施設等利用給付に関する事務を行う。
③システムの名称	子ども子育て支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童・世帯台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宝塚市子ども未来部保育事業課
②所属長の役職名	保育事業課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797-77-2024 宝塚市総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797-77-2037 宝塚市子ども未来部保育事業課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務に携わる職員が、年に1回は、マイナンバーの適切な取扱いに係る研修を受講するとともに、その内容が適切に業務に生かされているか、日常的に所属長が点検を行っている。

変更箇所

変更箇所	項目	変更前の状態	変更後の状態	提出時期	提出時期に係る説明
※020180218	5. 詳細実施期間における担当部署 立寄部長	保育事業課長 上木 真一郎	保育事業課長 山田 雄宗	事後	
※020180300	評価者名	子どものための教育・保育給付事務	子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども子育て支援事業の実施に関する事務	事後	
※020180300	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事項 (1)事業の名称	子どものための教育・保育給付事務	子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども子育て支援事業の実施に関する事務	事後	
※020180300	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事項 (2)事業の概要	子ども・子育て支援法に基づき、以下の事務を行う。 1. 保護者からの申請書送達に基づき、保育の必要性の必要性が確認し、保証証を交付する。 2. 入所選考に基づき、保育施設の利用調整を行う。 3. 保護者からの届出・相談管理を行う。 4. 給付費の審査・支払を行う。	子ども・子育て支援法に基づき、以下の事務を行う。 1. 保育料徴収関係等により保育料の決定を行う。 2. 保護者からの申請に基づき、保育の必要性の必要性などの認定を行う。 3. 保護者からの届出の届出に関する事務を行う。 4. 地域子ども・子育て支援事業に関する事務を行う。	事後	
※020180340	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事項 (3)システムの名称	子ども子育て支援システム、団体内統合検索システム、中間サーバー	子ども子育て支援システム、団体内統合検索システム、中間サーバー、サービス後継機能	事前	
※020180718	5. 詳細実施期間における担当部署 立寄部長の氏名	保育事業課長 山田 雄宗	保育事業課長	事後	
※020180718	新しい見積り断項目 1. 対象人数	平成27年5月31日時点	平成30年5月1日時点	事後	
※020180718	新しい見積り断項目 2. 取債費数	平成27年5月31日時点	平成30年5月1日時点	事後	
※020180818	新しい見積り断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
※020180818	新しい見積り断項目 2. 取債費数	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
※020180818	7) スク対策	—	新形式による項目追加	事後	
※020180840	評価者名	子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども子育て支援事業の実施に関する事務	子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付又は地域子ども子育て支援事業の実施に関する事務 産後項目設置	事前	
※020180840	個人情報の取り扱い等に関する権利者の同意の取扱い	同意書は、子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども子育て支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに際し、特定個人情報ファイルの取扱いが本人のプライバシー等に権利者に影響を及ぼすことのない旨を説明し、特定個人情報の漏えいその他の被害を生じさせるリスクを軽減するために必要な措置もって本人のプライバシー等に権利者の保護に取組んでいることを宣言する。	同意書は、子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付又は地域子ども子育て支援事業の実施に関する事務に際し、特定個人情報ファイルの取扱いに際し、特定個人情報ファイルの取扱いが本人のプライバシー等に権利者に影響を及ぼすことのない旨を説明し、特定個人情報の漏えいその他の被害を生じさせるリスクを軽減するために必要な措置もって本人のプライバシー等に権利者の保護に取組んでいることを宣言する。	事前	
※020180840	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事項 (1)事業の名称	子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども子育て支援事業の実施に関する事務	子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付又は地域子ども子育て支援事業の実施に関する事務	事前	
※020180840	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事項 (2)事業の概要	子ども・子育て支援法に基づき、以下の事務を行う。 1. 保育料徴収関係等により保育料の決定を行う。 2. 保護者からの申請に基づき、保育の必要性の必要性などの認定を行う。 3. 保護者からの届出の届出に関する事務を行う。 4. 地域子ども・子育て支援事業に関する事務を行う。	子ども・子育て支援法に基づき、以下の事務を行う。 1. 保育料徴収関係等により保育料の決定を行う。 2. 保護者からの申請に基づき、保育の必要性の必要性などの認定を行う。 3. 保護者からの届出の届出に関する事務を行う。 4. 地域子ども・子育て支援事業に関する事務を行う。	事前	
※020180840	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (立法上の関係)	文中「番号法第19条第7号 別表第二」	文中「番号法第19条第8号 別表第二」	事後	番号法改正に伴うもの
※020180840	新しい見積り断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
※020180840	新しい見積り断項目 2. 取債費数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
※020180840	新しい見積り断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
※020180840	新しい見積り断項目 2. 取債費数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
※020180840	2. 個人番号の利用 立法上の関係		「番号法第9条第1項 別表の94の項	事後	令和2年4月マイナンバー法改正
※020180840	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (立法上の関係)		「番号法第19条第8号に基づき(主務省令第2条の規)第2条の表における情報提供の提供となる項) 15」	事後	令和2年5月マイナンバー法改正
※020180840	7) スク対策 ② 手帳を介在させるリスク	記載なし	十分である 情報の照会 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー照会事務に係る機密性が十分に確保され、マイナンバー照会事務の取扱いの際には、本人からマイナンバー照会事務の取扱いに係る機密性の確保が十分である旨を宣言する。また、上記のほか、下記の取扱いが本人の権利の保護に阻害を及ぼすおそれがない旨を宣言する。 ① 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ② 特定個人情報等の取扱い ③ 個人番号及び本人情報の取扱いが本人の権利の保護を阻害することはない旨を宣言する。	事後	特定個人情報保護評価に関する情報及び特定個人情報保護評価報告書の改正
※020180840	7) スク対策 1.1. 写真と顔認識が同一と判定されるリスク	記載なし	3) 従業員に対する教育・啓発 十分である 情報の照会 実際に係る職員が、年に1回は、「マイナンバー」の取扱いに関する研修を受講することにより、その内容が適切に事業者に正しく伝達されているが、日常的に取扱いが実施されている。	事後	特定個人情報保護評価に関する情報及び特定個人情報保護評価報告書の改正
※020180840	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (立法上の関係)	「番号法第19条第8号に基づき(主務省令第2条の規)第2条の表における情報提供の提供となる項) 15」	「番号法第9条第1項 別表の127の項	事前	